

証券コード 7531
2024年3月6日

株 主 各 位

大阪市西区九条南三丁目1番20号
清和中央ホールディングス株式会社
代表取締役社長 阪 上 正 章

第70期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第70期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。以下のウェブサイトにある「株主・投資家情報」、「株主情報」、「株主総会」の順に選択してご覧ください。

当社ウェブサイト

(<http://www.seiwa-chuo-holdings.co.jp>)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、こちらからご確認される場合は、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（清和中央ホールディングス）または証券コード（7531）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記または電子提供措置事項として前記の各ウェブサイト掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年3月27日（水曜日）午後5時00分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 2024年3月28日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時） |
| 2. 場 所 | 大阪市中央区北久宝寺町三丁目5番12号
御堂筋本町アーバンビル11階
鐵鋼會館 5・6号会議室 |

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第70期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第70期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 議案** 剰余金の処分の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。
- (3) 以下の事項は、法令および当社定款第17条第2項の規定に基づき、書面交付請求された株主様へご送付している書面には記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制」および「業務の適正を確保するための体制の運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。27頁または電子提供措置事項として1頁記載のウェブサイトに掲載している株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使の方法について

インターネットによる行使の場合



当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2024年3月27日(水曜日)午後5時00分受付分まで

詳細は、次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

書面による行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限 2024年3月27日(水曜日)午後5時00分到着分まで

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2024年3月28日(木曜日)午前10時

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、**2024年3月27日（水曜日）午後5時00分まで**に、パソコン、スマートフォン等から当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

QRコードを読み取る方法

スマートフォンでQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

■インターネットによる議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。
- (2) パソコン、スマートフォン等によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) パソコン、スマートフォン等による、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
☎ 0120-173-027（通話料無料） 受付時間 午前9時～午後9時

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト
(<https://evote.tr.mufg.jp/>)

1. パソコン、スマートフォン等から、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
2. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。

The screenshot shows the login page of the proxy voting site. It has fields for 'ログインID' (Login ID) and 'パスワード または仮パスワード' (Password or Temporary Password). There is a 'ログイン' (Login) button. A note above the fields says 'ログインID、パスワードをご入力の上、「ログイン」を選択してください。(4桁区切りで入力してください) (半角)'. Below the fields, there is a note: 'パスワードを変更する場合は、ログインIDおよび氏名をご登録されているパスワードを入力の上、「パスワード変更」を選択してください。' (When changing the password, enter the login ID and name you have registered, and the password you are registered with, and click 'Change Password').

入力後、「ログイン」をクリック

3. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

事業報告

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い行動制限が撤廃されたことに加え、円安の影響もあってインバウンド需要が旺盛になったことで人流が増加し、個人消費やサービスに持ち直しの動きが見られました。また製造業では部品供給制約が緩和したことにより、自動車生産においては回復の兆しが見られましたが、経済全体としては、歴史的な物価上昇は長期化し、実質賃金は前年同月比マイナスの状況が続き、さらには世界経済において、中国の不動産不振や米欧の金融引締め等、国内経済を下押しする要因が国内外で存在し、景気減速の警戒が一層強まりました。

鉄鋼業界におきましては、前述のとおり自動車関連には回復の動きが見られましたが、その他の製造業界には回復が見られず、さらに建築関連では不振が続く中小建築だけでなく、大型建築も資材価格の高騰や人手不足が影響し、盛り上がり欠ける状況が続きました。一方、急騰していた鉄鋼価格は、海外価格との乖離や原料価格の下落もあり、一転して軟調に推移しました。また当社グループが属する鉄鋼流通業界では、販売競争が激化し、価格転嫁が満足に出来ない厳しい環境で推移しました。

このような経営環境下において当社グループは、仕入面においては在庫の適正化に注力し、販売面においては適切な販売量の確保と販売価格の設定に重点を置き、きめ細かく営業活動を展開してまいりました結果、東日本地区における鉄骨加工の完工増等が寄与し、当連結会計年度の売上高は625億77百万円（前年同期比8.7%増）となりましたが、利益面は在庫の販売スプレッドの縮小に加えて、東日本地区における鉄骨工事関連で外注費用等の追加コストが収益を圧迫し、営業利益は1億65百万円（前年同期比79.5%減）、経常利益は3億円（前年同期比67.6%減）、法人税等を差引いた親会社株主に帰属する当期純利益は1億3百万円（前年同期比83.1%減）となりました。

なお、当事業年度の期末配当金につきましては、当連結会計年度事業実績に鑑みて、1株あたり普通配当15円としてお諮りさせていただきます。

(セグメント別業績)

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	売 上 高 (百万円)	前期比増減率 (%)
西日本	29,841	5.6
東日本	32,730	11.8
その他	818	1.2
計	63,390	8.7
セグメント間の内部売上高又は振替高	△813	—
連結計算書類の売上高	62,577	8.7

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 財産および損益の状況

区 分	第 67 期 (2020年12月期)	第 68 期 (2021年12月期)	第 69 期 (2022年12月期)	第 70 期 [当連結会計年度] (2023年12月期)
売 上 高 (百万円)	42,005	45,395	57,550	62,577
経 常 利 益 (百万円)	282	1,575	927	300
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	145	1,060	610	103
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	37.07	270.03	154.99	26.24
総 資 産 (百万円)	27,085	36,370	47,190	39,752
純 資 産 (百万円)	14,079	15,365	16,059	16,008
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	3,537.76	3,838.94	4,016.09	4,007.04

(注) 第69期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第69期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(5) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
清 和 鋼 業 株 式 会 社	300百万円	100.0%	鋼材販売事業
中 央 鋼 材 株 式 会 社	100百万円	96.2%	鋼材販売事業・不動産賃貸事業
大 宝 鋼 材 株 式 会 社	75百万円	※ 100.0%	鋼材販売事業
清 和 サ ー ビ ス 株 式 会 社	20百万円	※ 100.0%	鋼材荷役および保管管理事業

(注) 1. 中央鋼材㈱の出資比率は自己株式を控除して計算しております。
2. ※印は子会社の出資による比率であります。

② 特定完全子会社に関する事項

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
清 和 鋼 業 株 式 会 社	大阪市西区九条南三丁目1番20号	4,239百万円	14,950百万円

(6) 対処すべき課題

わが国経済の見通しは、自動車の挽回生産や旺盛なインバウンド需要、さらには所得環境の改善による個人消費の下支え等、緩やかな景気回復が続くことが期待されております。しかしながら、人手不足問題や物価高騰は続いており、さらには中国経済の先行き不安、米国を中心とした金融政策の影響等、国内景気の下振れリスクをはらんでおります。

鉄鋼業界におきましては、需要面では人手不足や資材高により建築向け需要にブレーキがかかっており、製造業界の生産活動においても低調な推移が予想されます。また鉄鋼価格は調整局面をむかえ、一転して円高に振れば一層の先安懸念が生じてまいります。当社が属する鉄鋼流通業界にとっては、当該環境は一層の販売競争の激化が予想され、十分注意が必要な状況となってまいります。

当社グループといたしましては、かかる環境に対応すべく、さらに経営基盤を強化し、存在感ある企業を目指します。

① ワンストップ機能の拡充

顧客志向に即した豊富な商品ラインナップを図り、大口・小口を厭わない効率的な荷捌き・配送の仕組みを確立し、現物・即納体制の強化に努めます。また自社加工設備の活用と多くの協力会社との連携によって、一次加工からハイレベルな加工にも積極的に取り組み、あらゆる顧客志向に一貫して応じることのできる体制を一層強化してまいります。

② 業務効率化

社員のより効率的な働き方を実現するため、デジタル技術の活用と社員一人一人の意識改革を推進するなど、ハード面・ソフト面の積極的な改革に取り組んでまいります。また約4年をかけて開発に取り組んでまいりました、効率的な業務処理と営業支援を最大限に発揮できる新基幹システムの運用が始まることで、さらなる生産性の向上を図ってまいります。

③ 人材戦略

多様化した顧客ニーズに対応する鋼材のエキスパートになれるよう、研修や資格取得等の取り組みを通じて人材の育成に努め、通年採用やキャリア採用等による優秀な人材発掘、当社グループへの定着化を図ってまいります。

(7) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

当社グループは、当社および子会社5社で構成され、鋼材の卸売を主な事業内容としており、当事業に関連する加工、請負工事、荷役業務、さらに不動産賃貸事業も行っております。

(8) 主要な営業所および倉庫・工場 (2023年12月31日現在)

- ① 当 社 大阪市西区九条南三丁目1番20号
- ② 子会社等
 - 清和鋼業株式会社 大阪市西区
 - 支 店 九州支店 (北九州市若松区)
 - 岡山支店 (岡山県都窪郡)
 - 営業所 和歌山店 (和歌山県岩出市)
 - 倉 庫 堺スチールセンター (堺市堺区)
 - 九州倉庫 (北九州市若松区)
 - 岡山倉庫 (岡山県都窪郡)
 - 和歌山倉庫 (和歌山県岩出市)
 - 中央鋼材株式会社 東京都中央区
 - 支 店 東北支店 (宮城県岩沼市)
 - 事業部 鉄構事業部 (茨城県古河市)
 - 倉庫・工場 浦安鉄鋼センター (千葉県浦安市)
 - 浦安H形鋼センター (千葉県浦安市)
 - 岩沼鉄鋼センター (宮城県岩沼市)
 - 古河工場 (茨城県古河市)
 - 第二工場 (栃木県小山市)
 - 第三工場 (栃木県栃木市)
 - 小山工場 (栃木県小山市)
 - 岩沼第一工場 (宮城県岩沼市)
 - 岩沼第二工場 (宮城県岩沼市)
 - 岩沼第三工場 (宮城県岩沼市)
 - 岩沼第四工場 (宮城県岩沼市)
 - 大宝鋼材株式会社 大阪市西区
 - 清和サービス株式会社 堺市堺区
 - 北進サンワ株式会社 埼玉県八潮市

(9) 使用人の状況 (2023年12月31日現在)

企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
234名	10名減

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託38名を除いております。

(10) 主要な借入先の状況 (2023年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	600百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	450百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 12,000,000株
- ② 発行済株式の総数 3,945,100株
- ③ 株主数 559名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
株 式 会 社 ワ イ エ ム ピ ー	582,600	14.80
エ ス ケ ー 興 産 株 式 会 社	575,800	14.63
阪 上 正 章	432,180	10.98
大 和 製 罐 株 式 会 社	377,800	9.60
阪 上 恵 昭	320,700	8.15
東 洋 商 事 株 式 会 社	149,500	3.80
エ ム エ ム 建 材 株 式 会 社	130,000	3.30
加 藤 匡 子	121,700	3.09
小 田 敏 花	96,500	2.45
コ ン ド ー テ ッ ク 株 式 会 社	60,000	1.52
フ ル サ ト 工 業 株 式 会 社	60,000	1.52

(注) 持株比率は自己株式 (8,309株) を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	阪 上 正 章	清和鋼業(株)代表取締役 中央鋼材(株)取締役会長 清和サービス(株)代表取締役 エスケー興産(株)代表取締役
専 務 取 締 役	阪 上 恵 昭	管理本部長 清和鋼業(株)専務取締役営業本部長
取 締 役	伊 吹 哲 男	経営企画部長 清和鋼業(株)取締役営業副本部長 大宝鋼材(株)代表取締役
取 締 役	後 藤 信 三	中央鋼材(株)代表取締役 清和鋼業(株)取締役
取 締 役	草 野 征 夫	
常 勤 監 査 役	岸 保 典	清和鋼業(株)監査役
監 査 役	小 西 弘 之	小西弘之税理士事務所 所長 田岡化学工業(株)社外取締役(監査等委員)
監 査 役	圓 隆 一	

- (注) 1. 取締役草野征夫氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役岸 保典、小西弘之、圓 隆一の3氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役草野征夫氏および監査役岸 保典氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 4. 監査役小西弘之氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 2023年3月29日開催の第69期定時株主総会において、新たに圓 隆一氏が監査役に選任され、就任いたしました。
 6. 2023年3月29日開催の第69期定時株主総会終結の時をもって、監査役上山 公氏は任期満了により退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役および各社外監査役との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等が損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金および訴訟費用による損害等について、当該保険契約より填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由が定められております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社および子会社の取締役、監査役等であり、すべての被保険者について、その保険料を当社が負担しております。

④ 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等の概要は次のとおりです。

・基本方針

当社の取締役報酬は、持続的な企業価値向上に向け、当社に適任である人材の確保・維持を目的に、基本報酬として固定報酬および退職慰労金を支払うこととする。

・基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬である月例の固定報酬は、役位・職責・実績・在任年数に応じ、他社水準・従業員の給与水準・業績等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。また退職慰労金は、役位別に定めた役員退職慰労金支給規程に基づき、退任後に支払うこととする。

・業績連動報酬等および非金銭報酬等の内容に関する事項

当社事業に鑑み、中・長期的な経営での成果として基本報酬を重視するため、業績連動報酬等および非金銭報酬等は支給しないこととする。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、透明性および客観性を確保するため、社外取締役が座長を務める任意の諮問機関「報酬等諮問会議」で審議・答申を受け決定することとする。

- ロ. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
- ・ 取締役の報酬限度額は、1997年3月26日開催の第43期定時株主総会において、年額180百万円以内（ただし使用人員給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名であります。
 - ・ 監査役の報酬限度額は、1996年3月28日開催の第42期定時株主総会において、年額15百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。
- ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項
- ・ 委任を受けた者の氏名ならびに当社における地位および担当
 当社は、取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容の決定について、代表取締役社長阪上正章に対して委任することを決定いたしました。
 - ・ 委任した権限の内容
 委任した権限の内容は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等に従って、取締役の個人別の報酬等の具体的内容を決定することです。
 - ・ 委任した理由
 上記受任者が事業運営の実態および取締役の個人別の寄与度等を総合的にかつ最も適切に判断できるため委任いたしました。
 - ・ 委任した権限が適切に行使されるようにするために講じた措置
 上記受任者による取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、委任した権限が適切に行使されるようにするため、社外取締役が座長を務める任意の諮問機関「報酬等諮問会議」で審議・答申を受けました。
- 二. 取締役および監査役の報酬等の額

	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役分)	3名 (1名)	74,430千円 (5,220千円)
監査役 (うち社外監査役分)	4名 (4名)	11,760千円 (11,760千円)
合計 (うち社外役員分)	7名 (5名)	86,190千円 (16,980千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度中の人員は、取締役5名、監査役4名ですが、うち取締役2名は無報酬であり、上記人員には含んでおりません。
3. 監査役の支給人員および支給額には、2023年3月29日開催の第69期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名が含まれております。
4. 上記の支給額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額15,020千円（取締役3名分12,810千円、監査役3名分2,210千円）が含まれております。
5. 上記報酬等の額のほか、社外役員が当社の子会社から受けた役員としての報酬額は1,880千円であります。
6. 上記報酬等の額のほか、2023年3月29日開催の第69期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任監査役1名に対して4,830千円支給しております。なお、この金額には、過年度の事業報告において開示した役員退職慰労金引当金の繰入額を含んでおります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査役岸 保典氏は、清和鋼業株式会社の監査役であります。清和鋼業株式会社は当社の100%出資子会社であります。
- ・ 監査役小西弘之氏は、小西弘之税理士事務所の所長および田岡化学工業株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。なお、当社と小西弘之税理士事務所および田岡化学工業株式会社との間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況 (社外取締役につき、期待される役割に関して行った職務の概要を含む)
取 締 役	草 野 征 夫	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席しており、金融機関を中心に培った経営者としての豊富な経験と幅広い見識から有益な意見や率直な発言など適宜行っております。また、任意の諮問機関である報酬等諮問会議の座長を務め、客観的立場から当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監 査 役	岸 保 典	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席、また監査役会13回の全てに出席しており、鉄鋼業界における豊富な経験と幅広い見識から有益な意見や率直な発言など適宜行っております。
	小 西 弘 之	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席、また監査役会13回のうち12回に出席しており、主に税理士としての豊富な経験と幅広い見識から有益な意見や率直な発言など適宜行っております。
	圓 隆 一	当事業年度のうち2023年3月29日の就任後に開催された取締役会10回に出席、また監査役会11回に出席しており、鉄鋼業界における豊かな経験と幅広い見識から有益な意見や率直な発言など適宜行っております。

(3) 会計監査人に関する事項

- ① 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人
- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る報酬等の額	42,000千円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	42,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区別できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 会計監査人の報酬等について当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積の算出の根拠等が適切であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当であると認め同意いたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

イ. 処分対象

太陽有限責任監査法人

ロ. 処分内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止3カ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止3カ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）

ハ. 処分理由

他社の訂正報告書に記載された財務書類等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	28,823,090	流動負債	21,948,872
現金及び預金	1,186,386	支払手形	134,632
受取手形	3,382,591	電子記録債務	7,035,671
電子記録債権	6,839,180	買掛金	9,429,775
売掛金	6,398,207	有償支給取引に係る負債	555,997
商品	5,592,534	短期借入金	1,350,000
前渡金	4,693,673	未払法人税等	33,025
その他	800,050	前受金	2,554,256
貸倒引当金	△69,533	賞与引当金	24,200
固定資産	10,929,337	役員賞与引当金	25,000
有形固定資産	7,525,227	その他の他	806,313
建物及び構築物	1,673,475	固定負債	1,795,394
機械装置及び運搬具	677,124	繰延税金負債	1,074,917
土地	5,130,237	退職給付に係る負債	221,979
その他	44,389	役員退職慰労引当金	295,450
無形固定資産	810,779	その他の他	203,048
ソフトウェア	116,718	負債合計	23,744,267
その他	694,061	(純資産の部)	
投資その他の資産	2,593,330	株主資本	14,831,672
投資有価証券	1,621,626	資本金	767,562
繰延税金資産	3,552	資本剰余金	633,602
その他	974,324	利益剰余金	13,456,619
貸倒引当金	△6,173	自己株式	△26,112
		その他の包括利益累計額	943,225
		その他有価証券評価差額金	943,225
		非支配株主持分	233,262
		純資産合計	16,008,160
資産合計	39,752,427	負債及び純資産合計	39,752,427

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売上高		62,577,174
売上原価		57,729,990
売上総利益		4,847,184
販売費及び一般管理費		4,681,584
営業利益		165,599
営業外収益		
受取利息及び配当金	61,415	
仕入割引	42,946	
その他	39,823	144,185
営業外費用		
支払利息	7,730	
その他	1,403	9,133
経常利益		300,651
特別利益		
投資有価証券売却益	57,406	57,406
特別損失		
固定資産除却損	4,485	4,485
税金等調整前当期純利益		353,572
法人税、住民税及び事業税	191,771	
法人税等還付税額	△40,113	
法人税等調整額	109,152	260,810
当期純利益		92,762
非支配株主に帰属する当期純損失		10,543
親会社株主に帰属する当期純利益		103,306

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	3,560,137	流動負債	3,419,135
現金及び預金	50,365	短期借入金	3,300,000
短期貸付金	3,400,000	未払金	31,323
その他	109,771	未払費用	8,681
固定資産	11,390,207	未払法人税等	23,515
有形固定資産	771,771	預り金	17,427
建物	78,681	賞与引当金	3,500
構築物	22	その他	34,687
機械及び装置	0	固定負債	673,568
工具、器具及び備品	9,079	繰延税金負債	379,365
土地	680,828	退職給付引当金	41,960
建設仮勘定	3,160	役員退職慰労引当金	234,550
無形固定資産	791,498	その他	17,691
ソフトウェア	101,061	負債合計	4,092,703
ソフトウェア仮勘定	690,436	(純資産の部)	
投資その他の資産	9,826,937	株主資本	10,857,640
関係会社株式	9,792,186	資本金	767,562
その他	34,750	資本剰余金	633,602
		資本準備金	633,602
		利益剰余金	9,482,587
		利益準備金	52,762
		その他利益剰余金	9,429,825
		固定資産圧縮積立金	67,692
		別途積立金	5,550,000
		繰越利益剰余金	3,812,132
		自己株式	△26,112
		純資産合計	10,857,640
資産合計	14,950,344	負債及び純資産合計	14,950,344

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
営 業 収 益		818,564
営 業 費 用		423,187
営 業 利 益		395,376
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	18,539	
そ の 他	298	18,838
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12,581	12,581
経 常 利 益		401,633
税 引 前 当 期 純 利 益		401,633
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	65,900	
法 人 税 等 調 整 額	△2,606	63,293
当 期 純 利 益		338,339

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月19日

清和中央ホールディングス株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 児玉秀康 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高田充規 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、清和中央ホールディングス株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、清和中央ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月19日

清和中央ホールディングス株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 児玉秀康 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高田充規 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、清和中央ホールディングス株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第70期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月20日

清和中央ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 岸 保典 ㊟

監査役 小西 弘之 ㊟

監査役 圓 隆一 ㊟

(注) 監査役岸 保典、小西弘之及び圓 隆一は、社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

議 案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第70期の期末配当につきましては、安定的な配当を継続することを基本としつつ、業績、経営環境等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金15円 総額59,051,865円

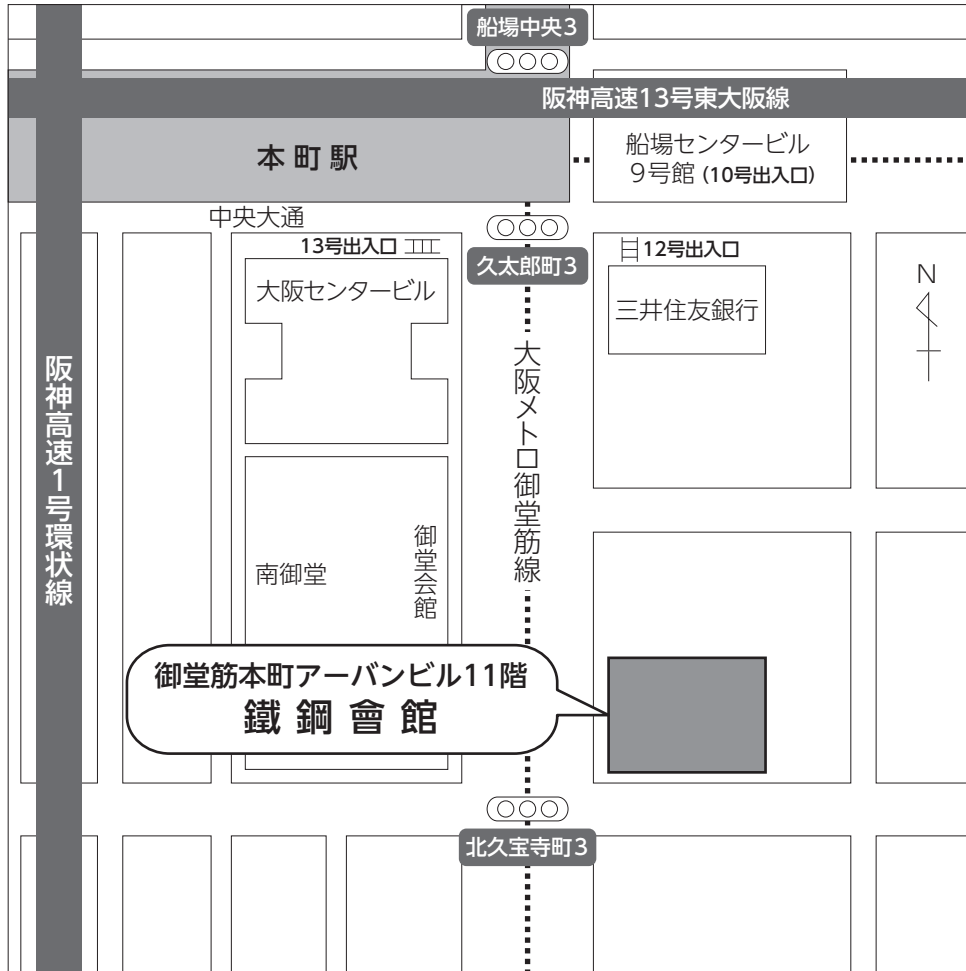
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年3月29日といたしたいと存じます。

以 上

株主總會会場ご案内図

大阪市中央区北久宝寺町三丁目5番12号 御堂筋本町アーバンビル11階
鐵鋼會館 5・6号會議室 電話 (06) 6227-8221



大阪メトロ御堂筋線・中央線・四つ橋線 本町駅 (10・12・13号出入口) 徒歩約3～7分

※駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。